留年・最短修業年限超過者の授業料免除申請について

様式 11-2 を作成する際は、以下の事項を確認の上、記入してください。分からない点がある場合は学生納付金免除係(092-802-5948)までお問い合わせください。

区 分	免除の対象となる場合	免除の対象とすることが適当でない場合
(1)休学 ※最短修業年限後、休学相当期 間内の者のみ	・疾病による休学 ・経済的理由による休学 ・特別な事情による休学	・最短修業年限超過後の休学
(2) 留学 ※最短修業年限後、留学相当期 間内の者のみ	・留学のため必修科目等の単位修得ができなかった場合	・最短修業年限超過後の留学・観光旅行の場合・留学・語学研修期間が半年未満の場合
(3)病気 ※原則、最短修業年限超過(留 年)後1年以内の者のみ ※指導教員又はクラス指導教員 の推薦所見と署名必要	以下のいずれかの場合で、 <u>診断書等で</u> 確認ができるもの。 ・休学期間に満たない期間の病気(外傷を含む。以下同じ。)又は育児・出産のために単位修得ができなかった場合 ・単位修得試験の当日の病気(以前からの急病等によるものを含む。)により単位修得ができなかった場合	・法令などに違反した行為が原因の病気(外傷を含む)の場合
(4)大学院学生の論文作成 ※最短修業年限超過後1年以 内の者のみ ※指導教員又はクラス指導教 員の推薦所見と署名必要 ※申請年度に修了が見込まれ る場合のみ	 ・膨大な資料収集・解析が必要な研究テーマに取り組んでいることから、論文作成に時間を要することが明白である場合 ・高度な最先端技術の研究に取り組んでいることなどから、研究結果に不確かな部分が多く、研究期間を延長することにより、良好な研究結果が望める場合 ・海外・国内の他の研究施設等での実験施設・器具の利用がなければ研究成果が得られないなどの理由により、大学においての単位修得が不可能な場合 ・実験等のデータが研究テーマの方針どおりのものとならないことから、研究テーマの変更をしたために論文作成が遅延している場合 	・研究論文の未完成が本人の事情による場合
(5) その他 ※原則、最短修業年限超過(留 年)後1年以内の者のみ ※指導教員又はクラス指導教員 の推薦所見と署名必要	・語学研修のため必修科目等の単位修得ができなかった場合 ・被生活保護世帯であること、又は学資負担者の死亡や行方不明等による不在が留年・最短 修業年限超過の一因であると推察される場合 ・申請者本人が身体に障害があるため、学業を継続するうえで負担が大きい場合 ・転学部、転学府、転学科(21世紀プログラムへの転課程を含む。)又は転専攻の ため、カリキュラム変更後の課程を修業年限内に修了することが当初から困難で あった場合	・国家試験等(医師国家試験、公務員試験等) 受験のため ・就職待機のため ・大学院受験のため ・転学、転学部等の受験のための場合 ・その他自己都合のための場合